



オザワ社労士事務所からのお知らせ

オザワ社労士事務所

特定社会保険労務士

小澤 裕美子

宇治市宇治妙楽171-7

三千堂ビル2階

TEL 0774-24-2413

FAX 0774-27-2713

新型インフルエンザと就業制限について

連日報道され気がかりな新型インフルエンザですが、従業員の方がり患した場合の就業制限について考えてみます。

厚生労働省は、4月28日、新型インフルエンザのまん延を防止するとともに、健康被害を最小限にとどめるため、メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ(H1N1)を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」といいます。)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけました。

この法律において「新型インフルエンザ等感染症」における「新型インフルエンザ」とは「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」となります。

感染症予防法による就業制限

感染症予防法第18条第2項では、

「一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として、感染症ごとに厚生省令で定める業務に、そのおそれがなくなるまでの期間として、感染症ごとに厚生省令で定める期間従事してはならない。

つまり、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症の患者、新型インフルエンザ等感染症の患者は、感染症予防法において一定の業務、一定の期間について就業させてはいけないということになります。

なお、新型インフルエンザ等感染症における「厚生労働省令で定める業務」とは、感染症予防法施行規則第11条によると

「飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務」です。

また、「厚生労働省令で定める期間」とは、「その病原体を保有しなくなるまでの期間」です。

ご参考

一類感染症は、たとえばエボラ出血熱やペストなどで、二類感染症は鳥インフルエンザ(ただし、病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)や結核などです。三類感染症は、コレラや腸管出血性大腸菌感染症などです。鳥インフルエンザや新型インフルエンザ以外のインフルエンザは五類感染症となっています。

労働安全衛生法による就業禁止

労働安全衛生法においても、第68条「病者の就業禁止」という条文があります。

労働安全衛生法68条(病者の就業禁止)

「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。」とあります。具体的には、労働安全衛生法施行規則第61条では、「事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

- 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- 二 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- 三 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

新型インフルエンザは、この条文によると、第1号の「病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者」に該当すると思われ
ますが、行政解釈では、感染症予防法において予防措置がとられる場合は、労働安全衛生法施行規則第61条の対象となりません。

つまり、感染症予防法で就業制限がされる感染症は、使用者の判断で就業禁止を行うという労働安全衛生法による就業禁止の対象
とはなりません。

感染症予防法で就業制限あるいは労働安全衛生法による就業禁止をした場合
休業手当を支払う必要は？

感染症予防法に基づく就業制限または労働安全衛生法による就業禁止に基づいて従業員を休業させた場合は、法令を遵守するた
めのやむを得ないものなので、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」には該当せず、休業手当を支払う必要
はありません。

感染症予防法に基づく就業制限または労働安全衛生法による就業禁止に基づかない場合（法律に基づかず使用者独自の判断で休業
させた場合）で、従業員を休業させた場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当し、休業手当を支払う必要はあります。

ねんきん定期便について

先月の4月より、年金加入記録や年金見込額などの情報である「ねんきん定期便」の送付を開始されています。送付対象となる方は、
国民年金、厚生年金の被保険者です。

送付時期は、毎年誕生月です。ただし、1日生まれの方は、誕生月の前月に送付されます。お知らせ内容は、平成21年度は 年金
加入期間、 年金見込額 ア 50歳未満の方・・・加入実績に応じた年金見込額 イ 50歳以上の方・・・「ねんきん定期便」作
成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額

なお、既に年金受給中（全額停止も含む）の方には、年金見込額はお知らせされません。 保険料の納付額 年金加入履歴 厚
生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額 国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況
平成22年度以降は、次のような内容になります。

（1）節目年齢時（35歳、45歳、58歳）の方々

平成21年度と同じ内容（ ~ ）の記録を更新してお知らせします。

（2）上記以外の方々

上記 ~ について、記録を更新してお知らせします。また、 厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保
険料納付額 国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況については、直近一年分がお知らせされます。

最近の情報・統計から

3月の完全失業率、4.8%に上昇

総務省統計局が5月1日公表した労働力調査速報によると、3月の完全失業率（季節調整値）は前月比0.4ポイント上昇の4.
8%。完全失業者数は335万人で、5カ月連続の増加となりました。求職理由別に見ると、「勤め先都合」が前年同月と比べ50
万人増加した。また、2008年度平均の完全失業率は前年度を0.3ポイント上回る4.1%となり、6年ぶりに悪化しました。

製造業の所定外労働時間、前年同月比49.5%減

厚生労働省が5月1日発表した3月の毎月勤労統計調査結果（速報、従業員5人以上の事業所）によると、常用雇用は前年同月と比
べ0.5%増加しました。このうち一般労働者は0.7%減少、パートタイム労働者は3.6%の増加となりました。1人平均現金給
与総額は27万3,561円（前年同月比3.7%減）、総実労働時間は143.1時間（同4.5%減）でした。所定外労働時間は
9.0時間（同22.7%減）、製造業の所定外労働時間は8.8時間（同49.5%減）。

解決金2億円支払いで合意ノ大分キャノンの解雇者に

大分キャノンの人員削減で解雇された請負社員らが加入する「日研総業ユニオン」は4月26日、「解決金」の支払いで請負会社の「日研総業」と合意したと発表しました。 労組を支援する特定非営利活動法人「ガテン系連帯」の小谷野毅事務局長によると、解金の総額は約2億円。うち半分は大分キャノンが負担するとのこと。支払い対象となるのは、大分キャノンで請負社員として働いていた約700人です。